

河昌通信

2014年6月

第42号

発行：株河昌
文責：藤井潤子
須磨区松風町
5-1-22
☎078-733-0791

ぐんぐん気温も上がって、夏みたいな日が多くなってきました。寒暖差が激しかった時期もありましたが、今度は蒸し暑くなってきて、体が慣れるまで大変です。お変わりなくお過ごしでしょうか？珍しく我が社は全員風邪をひいてしまいました。もう若くないので（？）気を付けないといけないなあと思っています。

さて私、ゴールデンウイークを利用して、上京してきました。就活中の息子と美味しいものを食べたいなという親ばか旅行でしたが、楽しい見学もできました。

・銀座に須磨海苔

五つ星ひょうごに選定された関係で、銀座の「兵庫わくわく館」に九月末まで置いてもらっています。
自社だけでは夢のまた夢の東京進出。しつかり見てきました。



・大森 海苔のふるさと館

前々からいきたかったのですが、とうとう実現。息子とスマホの地図アプリのおかげです。

海苔の養殖が最初に始まつた、

東京湾の海苔の育苗の様子や刈り取りの様子など、道具もいろいろ見られて、面白かったです。

残念ながら、東京オリンピックの埋め立てで、東京湾の

海苔の養殖はもうなくなっていますが、海苔を販売させていただいている私としては、ルーツ？が見れて良かつたです。



「遺言書」を残すのは跡継ぎや配偶者に対する愛情！？

先日、「遺言書とエンディングノート」のセミナーを受講してきました。相続といえば、資産家の方だけが大変だと思っていたのですが、総資産五千万円以下の場合が75%を占めているそうです。家・店舗が自分所有ならその範囲に入りそうです。「遺言書」がなく、何人かの相続人で相続する時には、最終的にはその家・店舗を手放さなければならぬケースがあるそうです。きちんと「遺言書」を残していないければ、親と一緒に住み、看取りをした相続人も、日ごろ何の世話をもしていな相続人も、法の定め通りに同等の権利があることになります。そうならないように「遺言書」を取り決めておく必要がありそうです。

さて、もつと驚いたことがあります。夫婦に子供がない場合です。**どちらかが先に亡くなつた場合、当然、残つた配偶者が相続できると思つていませんが、そうではないのです。**亡くなつた方の親にも権利があります。親がなくなつていた場合は、さらに亡くなつた人の兄弟・兄弟がなくなつていた場合は、その子、つまり甥・姪にまで権利があります。『遺産はすべて妻（夫）に残す。』という「遺言書」を書いてある場合は、残つた財産（自宅他）をすべて配偶者に残すことができますが、なければそれすべての人を探し出して分割協議をして納得したうえで判（印鑑証明をつけて）をついてもらう必要があります。遺産を分割して渡すこともですが、この手続きがとても大変なようです。手続きが済むまでは預金に手を付けることもできません。

夫婦でお互いが相続人と定めた「遺言書」を残しておいたほうがよさそうです。



六月のお休み

一、八、十五、二十二、二十九

お電話は九時から十七時三十分まで
それ以外の時間は留守番電話がお受けします。